

保護樹木の指定解除について

1. 保護樹木とは

草津市の良好な環境保全条例 第 18 条第 1 項

「市長は、良好な環境を確保するため、保護すべき樹木を保護樹木として指定することができる。」

草津市の良好な環境保全条例施行規則 第 15 条第 1 項

「条例第18条の規定による保護樹木は、健全であり、かつ、学術的または歴史的に意義がある樹木であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が特に保護の必要があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 地上から1.2メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上であること。
- (2) 地上からの高さが15メートル以上であること。
- (3) 株立ちした樹木で高さが3メートル以上であること。
- (4) はん登性樹木で枝葉の面積が30平方メートル以上であること。

2. 諮問事項

現在、市内13か所・39本指定している保護樹木の内、2か所・2本について、平成30年9月4日に本市付近を通過した大型の台風21号の被害を契機として、指定基準を満足しない状態と考えられることから指定解除と致したく、御審議願いたい。

資料⑤

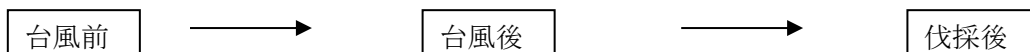
2-1. 指定解除対象樹木①

保護樹木の名称	南山田町・大宮若松神社のイロハモミジ
所在地	草津市南山田町776
特徴	樹高：16m、幹周：271（171+100）cm、推定樹齢：100年
樹木の概要	樹高16mにも及ぶ市内における同種最大木で、高さ90cmのところ で幹が2本に分かれている。スギやヒノキの植林の中に植えられたために、横 に枝を広げて生長できず、上に伸長した特異な樹形をしている。

2-1-1. 経過

日付		経過事項
H17	3月1日	<ul style="list-style-type: none"> ▶保護樹木に指定 ・イロハモミジとしては市内最大木であり、単木での保護が望まれる。
H29	3月	<ul style="list-style-type: none"> ▶樹木医による定期健診 ・幹が腐っており、内部に40センチ程の空洞がある。ただ、根は傷んでおらず、しっかり立っているので、たちまち措置を要する状況ではない。 ・枯れ枝も見られるが、新芽もあって、樹木全体としては元気である。 上記の点を管理者へ報告。
H30	9月	<ul style="list-style-type: none"> ▶管理者から連絡 ・9月4日の台風21号により、保護樹木が倒木した。
		<ul style="list-style-type: none"> ▶職員による現場確認 ・根から大きく倒木。
		<ul style="list-style-type: none"> ▶樹木医に相談 ・治療法の検討が見つからない、伐採するしかないとの診断。
		<ul style="list-style-type: none"> ▶管理者意向 ・放置すると危険であるため、伐採する。

2-1-2. 状況写真



根が地面から浮き傾いた。治療が困難であり、放置すると危険であるため伐採。

資料⑤

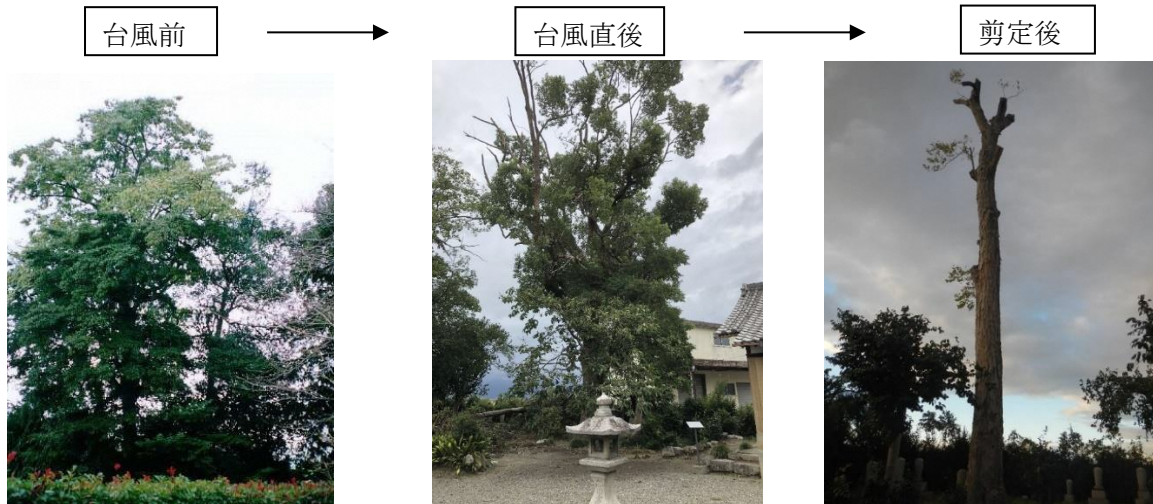
2-2. 指定解除対象樹木②

保護樹木の名称	西矢倉三丁目・正光寺、天満宮のムクロジ
所在地	草津市西矢倉三丁目1276番地
特徴	樹高20m、幹周204cm、推定樹齢130年
樹木の概要	市内に見られるムクロジの中では幹周が最大である。樹冠の広がり大きくはないが、葉はよく繁茂して樹勢は良好である。ムクロジは落葉広葉樹で、黒く固い種子は正月の羽根つきの羽根の球に使われていた。

2-2-1. 経過

日付		経過事項
H17	3月1日	<ul style="list-style-type: none"> ➤保護樹木に指定 ・樹勢が良好で、市内では稀産種であり、幹周において最大木であることから価値が認められる。
H30	7月	<ul style="list-style-type: none"> ➤樹木医による定期健診 ・一部枯れ枝になっている箇所もあるが、良好。 上記の点、管理者へ報告。
	9月	<ul style="list-style-type: none"> ➤管理者から相談 ・9月4日の台風21号で、保護樹木の枝木が折れ近隣の車3台に損害発生。近隣への被害防止の観点から伐採したい。
		<ul style="list-style-type: none"> ➤職員による現地確認後、回答 ・枝折れを確認。 ・近隣へ被害防止に配慮しながら、保護樹木として高さや樹形を維持しながら管理いただけないか検討を依頼（管理者了承）。
	9月28日付	「保全地区内行為および保護樹木行為（変更）届出書」を受理。
10月	<ul style="list-style-type: none"> ➤業者による剪定 	
	<ul style="list-style-type: none"> ➤職員による現地確認（樹冠消失） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ➤管理者への意向確認 ・高さを維持しながらも近隣への被害防止の観点からやむを得ず剪定。 ・市の基準には配慮したが、指定解除となっても致し方ない。 	

2-2-2. 状況写真



保護樹木の指定当時から、樹形が変貌している。
また、管理者の近隣への配慮から、今後の樹形回復に向けた維持管理も期待できない。